

## 愛知淑徳大学学納金免除に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知淑徳大学学則第56条第2項及び愛知淑徳大学大学院学則第45条第2項に基づき学納金の免除（減額免除を含む）に関し必要な事項を定める。

(免除の対象者、免除額等)

第2条 学納金の免除の対象となる者、免除額及び免除の対象となる者の範囲は、下表のとおりとする。

対象となる者		免除額	対象者の範囲
区分	説明		
1	本学入学後に主たる家計支持者が災害救助法が適用された（または外務省による国際緊急援助が行われた）大規模自然災害に被災したことにより家計が急変し、修学が困難になった者 ただし、本学が「大規模自然災害」の地域になった場合は、この限りではない	理事長が定めた額	被災の状況により、その都度理事長が定める。 免除を受けることができるのは在学中同事由に対し原則1回とする
2	私費外国人留学生で、留学の在留資格を持ち学業優秀と認められる者	愛知淑徳大学私費外国人留学生授業料減免に関する規程による	
3	(1) 本学に在学中に他学部への入学を許可され入学する者 (2) 本学の学部入学から8年以内（但し、編入学した学生は大学学則第6条第2項に規定する在学年数以内）に本学博士前期課程又は修士課程に入学する者（年数には休学期間も含む） (3) 本学博士前期課程又は修士課程に入学してから、4年以内に本学博士後期課程に入学する者（年数には休学期間も含む） (4) 4年次編入学試験（複数学位取得制度）に合格し、入学する者	入学金の全額	入学する者全員
4	本学の研究科へ入学した者で、以下に該当する者 (1) 優秀な成績により、1年で博士前期課程又は修士課程を修了する見込みのある者	授業料の20%	各研究科において、それぞれの入学定員の20%以内
5	大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免対象者	高等教育の修学支援新制度による	
6	愛知淑徳大学クリニックに勤務する医療技術職員及び準医療技術職員で、自己研鑽のため、心理医療科学研究科に入学する者	入学金及び授業料の全額	審査の上、承認された者
7	愛知淑徳職場内保育室に勤務する保育職員及び準保育職員で、自己研鑽のため、教育学研究科に入学する者	入学金及び授業料の全額	審査の上、承認された者

(免除の許可)

第3条 前条の対象となる者の区分1、2、4、6、7に該当する者が学納金の免除を受ける場合は、理事長の許可を受けるものとする。

(区分1の申請)

第4条 区分1に該当する者が、学納金の免除を受けようとするときは、学納金免除申請書（様式1）

に所定の事項を記入のうえ、必要な書類を添えて、別に定める提出期日までに学生事務室又は星が丘校舎教学事務室へ提出するものとする。

(区分1の免除者の決定)

- 第5条 前条の申請書を提出した者については、学資援助委員会で審査し、学納金を免除する者（以下「免除者」という。）を選考し、該当する免除額、免除期間を定めて学長へ提出するものとする。
- 2 学長は、前項により選考された者を承認したときは、理事長の許可を得て、免除者へ通知する。

(区分2の申請及び免除者の決定)

- 第6条 区分2の申請及び免除者の決定については、愛知淑徳大学私費外国人留学生授業料減免に関する規程による。

(区分4の申請)

- 第7条 区分4に該当する者が、学納金の免除を受けようとするときは、学納金免除申請書（様式2）に所定の事項を記入のうえ、成績証明書（学部卒業時の成績で研究科の開放科目の成績を含む。）及び在籍する研究科が必要とした書類を添えて、別に定める提出期日までに、アドミッションセンターへ提出するものとする。

(区分4の免除者の決定)

- 第8条 前条の申請書を提出した者については、該当する研究科委員会で審査し、免除者を選考して学長へ提出するものとする。
- 2 学長は、前項により選考された者を承認したときは、理事長の許可を得て免除者へ通知する。

(区分4の免除期間)

- 第9条 区分4（1）の免除者の免除の期間は1年に限るものとする。

(区分5の申請及び免除者の決定)

- 第10条 区分5の申請及び免除者の決定については、高等教育の修学支援新制度によるものとする。
- 2 免除者の学納金の納入期限は、愛知淑徳大学学納金等納入規程第15条第2項にかかわらず、大学が指定することができる。
- 3 免除者の決定前に学納金が納入された場合は、愛知淑徳大学学則第59条並びに愛知淑徳大学学納金等納入規程第16条第1項にかかわらず、決定後に免除者へ免除相当額を返還する。

(区分6の申請)

- 第11条 区分6に該当する者が、学納金の免除を受けようとするときは、学納金免除申請書（様式3）に所定の事項を記入のうえ、別に定める提出期日までに、クリニック院長へ提出するものとする。

(区分6の免除者の決定)

- 第12条 前条の申請書を提出した者については、クリニック院長が審査し、免除者を選考して学長へ提出するものとする。
- 2 学長は、前項により選考された者を承認したときは、理事長の許可を得て免除者へ通知する。

(区分7の申請)

- 第13条 区分7に該当する者が、学納金の免除を受けようとするときは、学納金免除申請書（様式3）に所定の事項を記入のうえ、別に定める提出期日までに、愛知淑徳職場内保育室運営委員会へ提出するものとする。

(区分7の免除者の決定)

- 第14条 前条の申請書を提出した者については、愛知淑徳職場内保育室運営委員会で審査し、免除者を選考して学長へ提出するものとする。
- 2 学長は、前項により選考された者を承認したときは、理事長の許可を得て免除者へ通知する。

(免除の取消)

- 第15条 区分1から4および6、7の免除者が次の各号のいずれかに該当したときは、免除を取消すことがある。

- (1) 退学、停学又は訓告の懲戒処分を受けたとき。
  - (2) 申請書類に虚偽の記載があったとき。
  - (3) 免除の対象となる資格を失ったとき。
  - (4) 区分6に該当するものがその職を失ったとき。
  - (5) 区分7に該当するものがその職を失ったとき。
- 2 区分5の免除者が、高等教育の修学支援新制度において減免対象者としての認定の取消しや効力の停止に該当したときは、当該制度のとおり免除を取消す。

(免除取消し分の納入)

第16条 免除者は、前条により、免除が取り消されたときは、借用証書及び返還計画書を連帯保証人と連署のうえ、学長に提出し、指定された期日までに免除額を納入しなければならない。

(委任)

第17条 この規程に定めるものの他、この規程の運用に関し必要な事項は、各区分の委員会において定める。

(特別免除)

第18条 この規程の第2条に定めるものの他、特段の事情があるときはその都度、理事長が定める。

(改廃)

第19条 この規程の改廃については、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 1 この規程施行の際、現に文学研究科英文学専攻、コミュニケーション研究科言語コミュニケーション専攻及び文化創造研究科国際交流専攻に在籍し、グローバルカルチャー・コミュニケーション研究科に4年以内に進学する者並びにコミュニケーション研究科心理学専攻に在籍し、心理学研究科に4年以内に進学する者については、入学金の全額を免除する。

附 則

この規程は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 1 専門職学位課程に入学後、4年以内に同研究科後期課程に進学する者については、改正後の第2条区分3(3)の規定にかかわらず、入学金の全額を免除する。
- 2 この規程施行の際、現に専門職学位課程に在籍し、当該課程を修了した後、直ちに他研究科の博士後期課程に入学する者については、改正後の第2条区分3(4)の規定にかかわらず、入学金の全額を免除する。

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 1 本学の研究科博士前期課程または修士課程に入学後、4年以内に他研究科後期課程に進学する者のうち、下記に該当する者については、第2条区分3(3)の規定にかかわらず、入学金の全額を免除する。

① 文学研究科から文化創造研究科へ進学する者

② 現代社会研究科地域・国際社会コースからグローバルカルチャー・コミュニケーション研究科へ進学する者

③ 現代社会研究科メディアプロデュースコースおよび都市環境デザインコースから文化創造研究科へ進学する者

④ 心理学研究科から心理医療科学研究科へ進学する者

⑤ 医療福祉研究科から心理医療科学研究科へ進学する者

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する

様式1（第4条関係） 愛知淑徳大学学納金免除申請書

様式2（第7条関係） 愛知淑徳大学大学院学納金（授業料）免除申請書

様式3（第11条および第13条関係） 愛知淑徳大学大学院学納金（授業料）免除申請書